

«申請について»

【スマートハウス減税を受ける場合】

スマートハウス減免適用となる年度の初日に属する年の1月31日までに必要書類を提出

⇒豊田市資産税課 家屋担当（豊田市役所南庁舎3F） TEL 34-6983 メール sisanzei@city.toyota.aichi.jp

固定資産税の減免申請に必要な書類

○固定資産税・都市計画税減免申請書

○スマートハウス減税対象システム設置状況報告書（様式1）

○新築（改修）の場合、国 ZEH 補助金の交付決定及び額の確定を受けている又は住宅版BELS評価書において同等の評価を受けているもの

○その他必要な添付書類は以下のとおり

	住宅用太陽光発電システム	家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	家庭用リチウムイオン蓄電池システム 又は電気自動車等充給電設備（V2H）
今年度 豊田市エコファミリー 支援補助金を 申請した方	○添付書類不要	○添付書類不要	○添付書類不要
過年度に 豊田市エコファミリー 支援補助金を 受けた方	①設置が分かる以下の書類 ・現在の設置状態が分かる写真（様式2） ・電力会社からの「再生可能エネルギー受給 電力量のお知らせ」の写し（申請日から2か 月以内のもの）	①設置が分かる以下の書類 ・現在の設置状態が分かる写真（様式2）	①設置が分かる以下の書類 ・現在の設置状態が分かる写真（様式2）
豊田市エコファミリー 支援補助金を 受けていない方	○設置が分かる以下の書類 ・現在の設置状態が分かる写真（様式2） ・電力会社からの「再生可能エネルギー受給 電力量のお知らせ」の写し（最新のもの） ・電力会社からの「発電設備の連系に関する お知らせ」の写し（電力会社からの再発行可） ・合計出力値 10kW 以上の場合、「再生可 能エネルギー発電設備を用いた発電の認定 の証明について」の写し	○設置が分かる以下の書類 ・現在の設置状態が分かる写真（様式2） ・対象システムの保証書等（出荷証明書） の写し ・リースの場合は、契約書など契約内容の 分かる書類の写し	○設置が分かる以下の書類 ・現在の設置状態が分かる写真（様式2） ・対象システムの保証書等（出荷証明書） の写し ・リースの場合は、契約書など契約内容の 分かる書類の写し

※必要に応じて、その他の資料の提出を求めることもあります。

※豊田市エコファミリー支援補助金の申請は、豊田市環境政策課補助金窓口（環境センター1F）となります。TEL 41-7391

《住宅用太陽光発電システムの添付書類見本》

添付書類② 再生可能エネルギー受給電力量のお知らせ

再生可能エネルギー受給電力量のお知らせ

毎度お引立ていただきありがとうございます。受給電力量をお知らせいたします。

お客様番号

16

受電地点特定番号

契約種別

契約容量

力率

シンブルプラン

ご使用場所

愛知県 豊田市

検針日

1月21日

計量期間

12月20日～1月20日

計量日数

32日

受給電力量

22kWh

30kWh

計量値910 第1計値

当月集計値

6971.0

前月集計値

6948.7

差引

22.3

翌月(2月分)のご案内

検針日

2月21日

計量期間

1月21日～2月20日

ご電料金

154円

(うち消費税等相当額 14円)

売電電力量

22kWh

(日数: 32日)

【参考: 前年同月の情報】

売電電力量 30kWh

日数 34日

お支払い予定

1,344円

うち消費税等相当額

121円

※割増サービス「Amazonギフト券プラン、またはWAONプラン」で表示するご電料金は、Amazonギフト券、WAONポイントの割増分を含む金額です。

※契約種別および金額が「J」で表示されている場合、料金額定後に反映されます。

添付書類③ 「発電設備の連系に関するお知らせ」の写し

重要

〒 豊田市 様

中部電力株式会社 豊田営業所

tel 0565-35-9783

平成28年 月 日

中部電力株式会社

発電設備の連系に関するお知らせ

発電設備の内容につきまして、下記のとおりお知らせ申し上げます。

記

＜発電設備概要＞

お客様番号

設置者名

発電設備の設置場所

系統連系・受給開始日

発電設備

固定価格買取制度に基づく購入単価

上記購入単価適用期間

豊田市

平成 28 年 月 日

太陽光 発電

33.00 円/kWh (消費税等相当額を含む)

10 年間

＜その他＞

・補助金交付の要件として、本書の提出が必要となる場合がありますので、大切に保管願います。

・「10kW未満の太陽光発電設備」および「10kW未満の太陽光発電設備とその他発電設備を併設する場合」の購入単価は内訳方式となっております。それ以外の場合、取扱単価に消費税等相当額を加えた額となっております。

【お願い】

■下記に該当する場合は、あらかじめご連絡先へご連絡願います。

・発電設備の連系の中止を希望される場合

・発電設備の変更を希望される場合(出力増減、設備取替 等)

・名称の変更を希望される場合

・振込口座および口座名義の変更を希望される場合(金融機関の統廃合等による振込口座などの変更を含みます)

■毎月の検針額は、後日必要となることがありますので大切に保管願います。

添付書類④ 「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の証明について」の写し

認定日

設備ID

担当経済産業局

手続番号

事業者名

代表者氏名

事業者住所

「地方税法第4条第2項第2号に規定する四角の法人」への該当

発電設備の区分

発電設備の出力

発電設備の名称

発電設備の設置場所

複数太陽光発電設備設置事業の該当性

製造事業者

種別

変換効率

型式番号

枚数

一般社団法人 太陽光発電協会

JPEA代行申請センター

再生可能エネルギー発電事業計画の認定について (通知)

2021年11月1日付けをもって代行申請依頼があった上記の件について、経済産業大臣に対して代行申請を行ったところ、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり条件を付して再生可能エネルギー発電事業計画の認定がなされましたので、通知します。

記

1. 再生可能エネルギー発電事業計画の主な内容

認定日

設備ID

担当経済産業局

手続番号

事業者名

代表者氏名

事業者住所

「地方税法第4条第2項第2号に規定する四角の法人」への該当

発電設備の区分

発電設備の出力

発電設備の名称

発電設備の設置場所

複数太陽光発電設備設置事業の該当性

製造事業者

種別

変換効率

型式番号

枚数

合計出力

記載方法

電気供給量の計測方法

自家発電設備等の設備の名称

接続契約締結日

2. 調達価格・調達期間

調達価格

調達期間

3. 条件

認定日(2021年11月30日)から起算して1年後の日(2022年11月29日)。以下「運転開始期日」という。)までは、法第2条第5項に規定する特約契約に基づいて再生可能エネルギー電気の供給を開始すること。

運転開始期日までに再生可能エネルギー電気の供給が開始されない場合には、本認定は、運転開始期日までの翌日以降に発生する再生可能エネルギー発電事業計画の認定及び設備輸出、その効力を有しない。

4. 備考

(1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)第5条第1項第6号の規定により、運転開始後1ヶ月以内に、当該発電設備の設置に要する費用に関する情報等を「再生可能エネルギー電子申請ホームページ」により提出してください。また、経済産業局等に提出を求められた場合は、同項第7号の規定により、当該設備の設置に関する費用に関する情報等を「再生可能エネルギー電子申請ホームページ」より提出してください。

(2) 本認定後、認定条件の充足を認定するために必要な情報又は資料の提出や事業計画内容の修正を求められる場合があります。

＜表示＞

この区分について不備がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、この区分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により経済産業大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、区分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、区分の日の翌日から起算して1年を超えると、区分の審査請求をすることができなくなります。

この区分についての取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この区分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、当該行政事件訴訟法を被告として提起することができます。ただし、区分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、区分の日の翌日から起算して1年を超えたときは、区分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

国のZEH補助金「交付額確定通知書」の写し（例）

様

年 月 日

「額の確定通知書」など、補助金交付額が確定した書類であれば可とします。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表 理事 赤池 学



年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用した
レジリエンス強化事業費補助金

交付額確定通知書

年 月 日をもって交付決定（ ）のあったネット・ゼロ・エネルギー・
ハウスを活用したレジリエンス強化事業費補助金交付規程第15条第1項の規定に基づき、以下のとおり経済産業省
からのネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用したレジリエンス強化事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金
を付することに決定したので通知します。

記

交付決定を受けた補助事業名 ZEH+R強化事業

確 定 番 号

補 助 金 交 付 確 定 額 円

- 1 補助金の対象となる事業の内容は、補助事業実績報告書に記載されたとおりとする。
- 2 一般社団法人 環境共創イニシアチブは、交付規程第13条の規定に基づき、提出された補助事業実績報告書の
内容の審査及び必要に応じて現地調査を実施し、交付すべき補助金の額を確定し通知する。
- 3 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」
という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の
定めるところに従わなければならない。なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ
得ることに留意すること。
 - （1）適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
 - （2）相当の期間補助金等の全部又は一部の交付を行わないこと。
 - （3）一般社団法人 環境共創イニシアチブの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
 - （4）補助事業者等の名称及び不正内容の公表。

ZEH 基準を満たす住宅の適用について、「BELS 評価書」での証明の場合は、国 ZEH 補助金の適用と同等の評価が必要となります。（同等の評価の指標は以下のとおり）

BELS 評価書

申請者の連絡先

申請者の氏名又は名称

下記の建築物に関して、BELS評価業務方法書に従って評価を行った結果について証します。

なお、評価結果については、提出を受けた図書にて評価したものであり、それ以降の計画の変更や時間経過などによる変化がないことを保証するものではありません。

建築物の所在地	地域区分	6
名 称		
建築物に関する基本的事項		
階 数		構 造
延べ面積		
新築竣工時期(計画中の場合は予定時期)		
申請対象部分に関する基本的事項		
用 途	住宅	
改修の竣工時期(※1)		

(※1)申請対象部分を改修する場合のみ記載されます。

評 価 結 果

■一次エネルギー消費量基準

評価手法(※2)	非住宅部分	住戸部分
BEI の値(削減率)(※3)	新築(改修後等)	
単位面積当たりの一次エネルギー消費量(MJ/㎡・年)	設計値(その他除く)	
	基準値(その他除く)	基準値(その他含む)

住戸部分の適合 UA 値 = 0.6 以下のもの

■外皮性能基準

外皮性能	非住宅部分	住戸部分
		適合 UA =

(※2) 評価手法とは、建築物エネルギー性能等級表示制度(平成25年経産省令第17号(国土交通省令第1号))に定められている。平成25年以前とは、改正前のエネルギーの使用の合理化に関する建築士等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成25年12月27日経済産業省・国土交通省告示第1号)をいいます。

(※3) 削減率は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量除く)の基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量除く)からの削減率をいいます。

特 記 事 項

■ZEH 又は住宅の「ゼロエネ相当」に関する事項

再生可能エネルギーを除いた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率(※4)		削減	①
再生可能エネルギーを加えた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率(※4)		削減	②

(※4) 一次エネルギー消費量は、「その他一次エネルギー消費量」を除きます。また、再生可能エネルギー量の対象は敷地内(オンサイト)に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含まれます。

評価書交付年月日	
評価書交付番号	
評価機関名	評価員氏名

- ①削減率が 20%以上削減のもの
- ②削減率が 100%以上削減のもの